第5章 快適な環境の創造

第1節 身近な緑空間の確保

1 現状と課題

都市部における豊かな緑空間は、良好な風致、景観を備えた地域環境を形成するとともに、自然とのふれあいを通じて心身ともに豊かな人間形成に寄与したり、スポーツ・レクリエーションの場や災害時における避難場所を提供するほか、公書*・災害の発生の緩和、水源かん養、二酸化炭素の吸収、ヒートアイランド現象*の緩和などの多様な機能を有しています。また、野生動植物の生息・生育空間としても貴重なものです。

しかし、都市部において緑空間は減少の傾向にあることから、周辺の里山や鎮守の森などの身近な緑空間は人々の潤いの場となっていると同時に、自然環境学習の場としてもますます重要になっています。公園・緑地や街路樹の整備、公共施設の緑化、民有緑地の保全等を積極的に進めることなどにより、身近な緑空間を保全・創出していくことが必要ですが、そのためには、一人ひとりが身近な緑を守り育てていこうとする意識を持つことができるような取組を行うことも重要です。

府では、「京からやさしい環境づくり・人と水と緑の共生」を基本理念とした「府広域緑地計画」を13年4月に策定しました。この計画は緑に関する総合的な計画で、緑地の確保目標、広域的な緑地の配置計画、都市緑化の推進方策等について策定するとともに、市町村が策定する「緑の基本計画」の策定指針としても位置付けられています。

2 公園等の整備と緑地の保全

①都市公園等の整備

府内の都市公園は、16年度末で1,987箇所、1,532haを開設しています。府立都市公園は、2年度以降、関西文化学術研究都市記念公園や洛西浄化センター公園を新たに開設したほか、木津川右岸運動公園(仮称)や丹後海と星の見える丘公園等の整備を進めています。都市公園のほかカントリーパークも6箇所供用しており、都市公園と併せて、スポーツレクリエーション活動の拠点や都市内の貴重な憩いの場として、多くの府民に利用されています。

なお、公園の整備や管理に当たっては、維持管理の過程で発生する植物性廃棄物をチップ化してマルチング(植物の株元に敷くワラなどの覆い)や堆肥として再利用するなど、地球環境に配慮した「環境にやさしい公園」づくりを進めています。

②緑地の保全

(1) 緑化の推進(美しい森づくりの推進)

森林が有する多面的機能の持続的発揮を通じて、美しい地域づくりはもとより、豊かな府民 生活の充実を図っていくため、府では、緑の保全・創造や緑とのふれあいの機会の充実に努め ています。

- ・「府民の森ひよし」における府民参加による森づくりの推進
- ・緑の少年団活動の支援
- ・府民参加の森林づくり、緑あふれるまちづくり等を進める森林ボランティア等への指導・助言
- (2) 都市農地の保全と活用

生産緑地制度の適切な運用等により優良な都市農地を保全するとともに、市民農園の整備等を促進しながら、都市部において貴重な緑空間を形成している都市農地の利活用を進めています。

3 緑化の推進

①道路、公園、公営住宅等の公共施設の緑化

<花と緑の回廊1000キロ構想>

21世紀初頭に向けて、広域幹線道路はもとより、そのアクセス道路や観光地・リゾート地を結 ぶ道路などで、次に示す緑化方法により、快適で潤いのある道路空間の創出を図ります。

- ・並木街道(地域の顔となる"緑の街道づくり"としての緑化)
- ・ロードパーク ("やすらぎのスペース" としての緑化)
- ・グリーンスポット("緑の道しるべ"となる緑化)
- ・周辺景観との調和(沿道景観と一体的に行う緑化)

②水とみどりのネットワークの形成

(1) 指定状況

自然・利用・防災・景観のネットワークの1つとして、自然歩道のネットワークがあり、府内では、東海自然歩道をはじめ、約786kmの自然歩道等が指定されています。

(2) 今後の展開

自然、公園、樹林地、農地等のみどりを、公園の整備、地域制緑地の指定、河川、自然歩道、 自転車道等によって機能的・有機的に連携し、水とみどりのネットワーク形成を図ります。既 存ルート等を有効に活用し、長距離自然歩道等による他府県にまたがる連携等の広域的な視点 から、2010年には自然歩道等の府域1,000kmネットワークの形成を図ります。

								•	
		名	称			延	長	備	考
近	畿	自	然	歩	道	3	53km	Н9	指定
丹	波	散	策	0)	道	2	50km	H 1	指定
東	海	自	然	歩	道	1	58km	S49	指定
山	背		古		道		25km		
	合		計	計		約7	86km	•	

表3-26 既設の自然歩道等

第2節 水辺環境及び水循環の保全・確保

1 現状と課題

府民のゆとりと豊かさへの志向から、自然環境への関心が高まる中、河川などの身近な水辺空間は、 府民の親水空間として重要な役割を果たしているとともに、景観的な側面からも人間生活に潤いを与 えるものとなっていることから、人と自然のふれあいの場として、水辺の生物の生息空間にも配慮し た水辺環境の保全・整備を進めることが重要となっています。

一方、降水、蒸発、河川表流、地下浸透等によって水循環が形成され、その水循環が健全に保たれることによって、水環境が保全(水量の維持、水質の維持、水生生物の生息・生育環境の確保、水辺環境の確保等)されています。こうした健全な水循環系の確保は、ヒートアイランド現象を緩和するなどの効果が期待されていますが、地表面を覆うアスファルトやコンクリートなどの増加によって雨水が地下に浸透しにくくなったり、地下構造物の増加によって地下水の流れが阻害され、都市部の土壌の保水力が低下しつつあります。また、水源地域においては森林等の管理水準の低下などによって水源かん養能力の低下が指摘されています。河川流域総体としての土壌の保水機能が減退すると、健全な水循環系が維持しにくくなり、土砂災害の増大や市街地内河川の溢水被害につながります。

健全な水循環系を確保していくためには、森林、農地等の有する水源かん養機能を確保して水源地域の保全を行うとともに、公共用水域や地下水等の水質の保全を行うことにより、水源の質・量の安定的確保に努める必要があります。また、水循環が阻害される都市部においては、透水性舗装の採用や地下への雨水浸透ますの設置など、自然の水循環の回復に努める必要があります。

15年3月、京都を中心とした滋賀・大阪の琵琶湖・淀川流域で開催された「第3回世界水フォーラム」においては、水循環をはじめ、水に関わる多様な問題が議論されたところであり、健全な水循環系の確保に向けた取組を、水にかかわる多様な主体の地域や分野を越えた連携を図る中で、更に進める必要があります。

2 水辺環境の保全・確保

- ①河川環境の整備及び河川敷等の適正管理
 - (1) 京(みやこ)の川づくり事業

河川空間が水と緑の貴重なオープンスペースであることから、京都市内の41河川を対象に、 山紫水明の歴史都市・京都にふさわしい良好な水辺環境の創造を進めています。

(2) 京 (みやこ) の川再生事業

普段は水が非常に少ない京都市内の小河川である西高瀬川において、清流の復活、都市環境 の改善等を目指して、まちづくりの核となる水辺空間の整備を進めています。

(3) 環境に配慮した河川事業

まちのシンボルとなる河川において、市町村のまちづくり計画と整合を図りながら周辺の環境や景観と調和した水辺環境の創造を進めています。

また、河川のもつ自然環境を保全・復元するため、間伐材を用い生態系や景観に配慮した整備を進めています。

(4) 環境に配慮した砂防事業

間伐材等の「緑」の資源を活かした渓流整備や、里地・里山の緑の保全、生態系に配慮した 新工法の導入などを行っています。

②海岸における環境の整備

港湾における快適な環境を創出するために、京都舞鶴港、久美浜港等において、地域住民が海に親しむことのできる開放的な親水・交流空間を有する港湾緑地の整備を進めています。

また、日本三景の一つである天橋立を海岸侵食から守り、優雅で繊細な景観を後世に伝えていくため、サンドバイパス工法による養浜を継続的に実施しています。天橋立の内海で閉鎖性海域である宮津港阿蘇海においても、覆砂により水質・底質環境の改善に取り組むなど、海岸環境の創造と保全に努めています。

③ため池、農業用水路等の整備

安定した農業用水の確保を図りながら、農業・農村地域の豊かな自然環境を活かした水辺空間を創出するため、地域用水環境整備事業や「ため池ルネサンス構想」に基づいたため池等整備事業を実施し、人と自然、歴史と文化、農村と都市のふれあいの場の提供に努めています。

3 水循環の保全・確保

①森林や農地の適切な維持・管理

森林や農地は、食料等の生産はもとより、国土・環境の保全、水源かん養、生物の多様性の確保など様々な公益的機能を有しています。これらの機能は、農山村地域における農林業の生産や

生活と一体となって維持されてきましたが、農林業の低迷や農山村の過疎化、高齢化の進行等により、森林や農地を良好に維持・管理していくことが困難な地域もみられます。

近年、府民の間にも、森林や農地の持つ公益的機能に対する理解が広がりつつある中、国民全体でこれらの機能を持続的に発揮させる制度として、12年度には中山間地域等の農地に対する「中山間地域等直接支払制度」が、また、14年度には森林整備の地域活動に対する「森林整備地域活動支援交付金制度」が新たに導入されました。府内の対象地域においては、これらの制度を活用しながら、森林や農地の適切な維持・管理に向けた取組が進められています。

府では、「緑の公共事業アクションプラン」を策定し、森林整備等の促進を通じて緑豊かな環境を守る取組を推進しています。(第1部特集第6章参照)

また、地域農業を維持するための新たな担い手の確保・育成や、女性や高齢者など多様な担い手の連携による地域農業の新たな仕組みづくり等を進めるとともに、都市住民と農山村地域の住民との継続的な交流活動を推進するなど、幅広い府民の参加も得ながら、農地の適切な維持・管理を進めています。

②水源地域となる森林の保全・整備

様々な公益的機能を有する森林の中で、水源のかん養や土砂流出の防備などにおいて特に重要な役割を果たしている森林を保安林に指定しています。保安林に指定されると、森林の公益的機能を確保するため立木の伐採などの際に一定の制限を受ける一方、税金の免除などの優遇措置が用意されています。

府では、必要に応じて保安林指定を行い、その適切な管理を実施するとともに、山地災害を未 然に防止するため、治山施設の整備を進めています。

③水の流れの回復

水量が減少した河川においては、水質の浄化、生物の生息、景観等に配慮しながら水の流れの回復に努めています。

西高瀬川の京の川再生事業については、13年度に補助事業として採択され、平常時に水の少ない区間の水量確保を行うため、導水施設の整備を進めています。

④雨水、下水処理水等の有効利用の促進

雨水は地下水かん養や都市河川の水量の維持などに重要な役割を果たしています。雨水利用を 促進することによって水循環、水資源への関心を高めることができるとともに、雨水浸透施設と 組み合わせれば水循環の健全化に更に有効となります。

府では、公共施設において雨水を利用するとともに、民間住宅において雨水浸透・再利用設備を設置する工事に対しては低利融資を行っています。

また、修景用水*として下水処理水を供給するなど、下水処理水の再利用も進めています。

4 ポスト水フォーラムの取組

15年3月に京都を中心とした滋賀・大阪の琵琶湖・淀川流域で開催された第3回世界水フォーラムを契機に、水に関わる多様な問題が議論されたフォーラムの成果や、地元京都から世界に発信した「京都水宣言」、滋賀・大阪とも連携して発表した開催地府県知事・市長共同声明「水でつながる琵琶湖・淀川から世界に向けて」を踏まえ、琵琶湖・淀川流域をはじめ、府内流域の良好な水環境の保全を目指した取組を進めています。

その内容としては、流域関係府県が中心となって、琵琶湖・淀川流域の水環境保全に向け、水にか

かわるすべての主体による地域や分野を越えたネットワーク化を目指す「琵琶湖・淀川流域ネットワーク構想」の推進や、府内における身近な水環境の保全・継承を目指し**NPO***や府民の主体的な取組の拡大・自立化・ネットワーク化を促進する「府民水辺環境ネット事業」、さらには、水に関する府民の意識や活動の向上を図るため地域の模範的な水環境保全活動や先導的な取組を顕彰する「京都水宣言記念・京都水づくり賞表彰」の実施などがあります。

なお、15年11月に「琵琶湖・淀川流域圏の再生」が都市再生プロジェクトに決定され、17年3月には「琵琶湖・淀川流域圏の再生計画」が策定されました。琵琶湖・淀川流域圏を健全な姿で次世代に継承するため、「歴史・文化を活かし自然と共生する流域圏・都市圏の再生」の実現に向け、関係省庁及び流域関係府県市による「琵琶湖・淀川流域圏再生推進協議会」が17年4月に設置され、再生計画が推進されています。

第3節 良好な景観の保全・創造

1 現状と課題

京都府の地形は、南北に細長く、リアス式海岸、山地、盆地や河川などの変化に富んだ自然に恵まれ、そこに生活する人々の営みによって多様な景観を育んできました。また、長い歴史をしのばせる建築物や社寺等、あるいは、京都市内に残る町家など、特色あるまちなみが数多く残されています。

その一方で、急速に進む都市化の中、特に都市部の景観は急激に様相を変えました。街の景観の骨格となる道路や建物、河川整備などでは景観に配慮したものが徐々に増加しつつあるものの、まだ十分とはいえません。また、農山漁村においても、過疎化や高齢化の進行、社会経済情勢の変化などにより、かつて農林漁業などの生産や生活と一体となって維持されてきた、落ち着きのある美しい景観を維持していくことが困難となってきています。

これらの社会経済情勢や、良好な景観に関する国民的な関心の高まりなどから、16年6月には、我が国で初めての景観に関する総合的な法律である「景観法」が公布され、良好な景観形成に関する基本理念や各主体の責務、法的規制の枠組みが用意されたところです。

農山漁村、都市などの別を問わず、これからの街づくりにおいては、良好な京都の自然環境を保全することはもとより、地域の自然的・文化的・歴史的特性を活かしつつ、人々の暮らしと調和する美しいまちなみや景観の形成を推進する必要があります。

2 自然景観の保全・創造

①優れた風景地の保全

府内にはまだ多くの保全すべき優れた自然や景観が残されており、自然環境に対する意識の高まりの中、貴重な自然環境や田園風景、歴史に裏付けられたまちなみの保全等が求められています。また、最近のレクリエーション需要は施設利用から自然体験へと変化しており、身近な自然や文化を手軽に体験できる場が求められています。

貴重な自然や景観の保全を図るとともに、その計画的な利用を進めていくために、自然公園の新規指定及び拡大を図り、2010年には指定面積(2000年現在8,702ha)の倍増を目指しています。

②自然環境と調和した地域づくり

農山漁村の豊かな自然環境・文化などの地域資源を守り育てるため、都市住民と地域住民の参加の下、身近な里山林や都市近郊林における継続的・自立的な森林内活動や交流等を通じて里山林の保全・活用を促す「共育の森づくり事業」などの農業農村整備事業を進めています。

3 農山漁村景観の保全・創造

①京都特有の農山漁村景観の保全

農山漁村における地域文化に根ざした特色ある景観等を、農村計画の視点から点検し、各地域 に固有の景観が良好に形成されるよう保全整備を図っています。

<ふるさと景観形成事業>

・ふるさと景観形成促進

農村集落の景観を点検・検討し、今後の景観保全や良好な景観への誘導の方向をまとめた「ふるさと景観図」を作成

・ふるさと景観形成整備

修景施設、親水施設、生態系保全施設、休憩施設等

②地域の植生を活かした特色ある里山の整備

近年、**生物多様性***の観点などから、原生的な自然ばかりでなく、里山や農耕地、採草地などの二次的な自然環境の重要性が見直されてきました。これら身近な自然は、人間活動に伴う生態系の適度なかく乱により形成された多様な環境であるため、そこに生育・生息する野生動植物も多様で、面積あたりの種数は極相林よりも多く、希少な動植物の生息・生育地となっていることも多くあります。

しかし近年、里山などの身近な自然は、生活スタイルの転換等によって人との関わりが薄れ、これを維持していくことが困難な状態となってきました。また、都市部周辺では開発の対象となり、多くの自然が失われました。このため、オキナグサやエビネ、メダカ、タガメといった、本来は身近な生物が急減し希少な種となるなど、生物多様性の点からも影響が現れています。

こうした中で、身近な自然を保全していくには多大な努力が必要となります。里山などが生活や生産の場として活用されることが最も望ましいのですが、過疎化などにより、多くの人手を要する維持管理は困難な場合が多く、これに代わる手法の導入が必要となっています。12年4月にオープンした「府民の森ひよし」では、里山の働きや歴史・文化などを展示等により紹介するとともに、体験・学習・実践を通じた府民参加による里山の整備を進めています。

4 都市景観の保全・創造

①各種制度の運用による計画的な都市整備の推進

都市計画は、住民の健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保することを目的として 土地の合理的な利用を図る計画であり、快適で住みよい生活環境を形成していくという点で環境 保全に密接に関わってきます。

(1) 都市計画区域の指定

都市計画区域は、自然的・社会的条件から一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域について指定します。府においては14区域197,412ha(関係市町27)を指定しています。

(2) 都市計画(土地利用関係)の決定

府の都市計画区域のうち、人口の集中がみられる8区域については、市街化を促進する区域 (市街化区域)と市街化を抑制する区域(市街化調整区域)に区分し、土地利用を規制、誘導 して計画的な都市づくりの推進を図っています。

さらに、都市計画の目的を実現するため、土地の自然的・社会的条件及び土地利用動向を勘 案して、用途地域、高度地区、風致地区などの地域地区を10都市計画区域において決定し、建 築物等の規制、誘導を図っています。

また、住民の生活に身近な地区を単位とする地区計画は、地区の特性に応じた一体的・総合的な計画を策定して、建築又は開発行為を規制、誘導する制度であり、16年9月末現在122地

区において決定されています。

(3) 景観法の活用検討

16年に制定・施行された「景観法」においては、良好な景観形成に関する基本理念や行政、 事業者及び住民の責務が明確化され、景観に関する基本計画(景観計画)の作成や行為規制を 行う仕組みが創設されています。

また、景観計画において、景観重要建造物、景観重要公共施設等を指定することにより、計画に基づく一体的な保全や整備が可能となります。さらに、より積極的に景観形成を図る地区については、都市計画で景観地区を決定することにより、建築物等のデザイン、色彩等についての規制を行うことができます。

新法によるこれらの制度活用については、地域特性に配慮しつつ、市町村との適切な役割分担などを踏まえ、検討を進めることとしています。

②行政、事業者、府民が一体となった取組の強化

府民の景観への関心もますます高まる中、美しい景観づくりを地域の特性に配慮しつつ総合的に進めるためには、道路・河川・公共建築物などの整備やそのデザインにおいて、行政が先導的な役割を担う一方、府民・事業者などともともに手を携えて取り組むことが必要です。

西高瀬川の京の川再生事業については、水量確保と併せて、川沿いの公園などと一体的な親水施設整備を進めることとしており、住民ニーズの的確な把握と住民意識の向上のため、ワークショップを開催して整備計画案を策定しました。

また、歴史的・文化的まちなみなどの保存継承のために市町村が制定した条例・要綱等に適合する民間住宅のリフォーム工事に対しては、府が低利の融資を実施しています。